練馬区に転入される方へ（転入届のご案内）

※詳しくは、下記区民事務所にお問い合せください。練馬区役所の電話番号は０３−３９９３−１１１１（代表）です

手続きの種類	手続きの方法	受付窓口
転入届※1、2 （国内の区市町村からの転入）	前住所地の区市町村が発行した「転出証明書」と転入される方全員の通知カードまたはマイナンバー（個人番号）カードをお持ちになり、転入されてから 14 日以内に届け出てください。 外国人の方は上記のものに加え、転入される方全員の特別永住者証明書または在留カード等もお持ち下さい。 ※受付時間は、区民事務所の開所時間と同じです。	下記の 区民事務所
転入届の特例※3 （住基カードまたはマイナンバー（個人番号）カードによる転入） ***前住所地の区市町村で住基カードまたはマイナンバー（個人番号）カードによる転出届出をされた方に限ります。**	前住所の有効な住基カードまたはマイナンバー（個人番号）カードをお持ちになり転入されてから 14 日以内に届け出てください（転出予定日から３０日を超えると手続きができませんのでご注意ください）。窓口で住基カードまたはマイナンバー（個人番号）カードのパスワードを入力していただきます。 ※受付時間　平日の午前 9 時から午後 5 時まで （なるべく、平日の午後 4 時までにお越しください。）	
転入届※1、2 （国外からの転入など転出証明書が提出できない方の転入）	転入されてから 14 日以内に届け出てください。 〔必要な書類〕 ・日本人の方･･･転入される方全員のパスポート＊（国外からの転入の場合）、戸籍謄（抄）本、戸籍の附票（本籍が練馬区であれば不要です）、転入される方全員の通知カードまたはマイナンバー（個人番号）カード ・外国人の方･･･転入される方全員の在留カードまたは特別永住者証明書、転入される方全員の通知カードまたはマイナンバー（個人番号）カード、国民健康保険・国民年金・後期高齢者医療へ加入される方はパスポート＊も必要になります。 ＊入国する際、自動化ゲートを利用される方は、必ず、パスポートにスタンプ（認証）をするよう入管職員へ申し出てください。 ※受付時間　平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで	

● **区民事務所**

練馬　区民事務所	〒176-8501　豊玉北 6－12－1　練馬区役所内	3993-1111(代表)

開所時間　　平日（月～金）　午前８時３０分から午後７時まで（年末年始・祝休日を除く）
土曜日　　午前９時から午後５時まで（年末年始・祝休日を除く）

早宮　区民事務所	〒179-0085　早宮　1－44－19	3994-6705
光が丘区民事務所	〒179-0072　光が丘 2－9－6　光が丘区民ｾﾝﾀｰ内	5997-7711
石神井区民事務所	〒177-8509　石神井町 3－30－26　石神井庁舎内	3995-1103
大泉　区民事務所	〒178-0063　東大泉 1－28－1　ﾘｽﾞﾓ大泉学園4階	3922-1171
関　区民事務所	〒177-0051　関町北 1-7-2　関区民ｾﾝﾀｰ内	3928-3046

開所時間　平日（月～金）　午前８時３０分から午後７時まで（年末年始・土日祝休日を除く）

〔注意〕

※1 届出の際には届出人の本人確認書類（運転免許証、健康保険証、特別永住者証明書・在留カード等）が必要です。また、別世帯の方がお届けになる場合は、本人が記入した委任状も必要になります。

※2 国外からの転入や、転出証明書を提出できない方の転入届（事前にお問い合わせください。）は、平日の午前８時３０分から午後５時まで（年末年始・土日祝休日を除く）にお越しください。

※3 転入届の特例（住基カードまたはマイナンバー（個人番号）カードによる転入届）を行う場合は、本人か同一世帯員の方が手続きをしてください（有効な住基カードまたはマイナンバー（個人番号）カードとパスワードの入力が必要になります）。なるべく、平日の午後４時までにお越しください。